

森林整備保全事業計画の 素案の概要について

令和6年2月
林野庁

I 森林整備保全事業計画の策定について

森林計画制度の体系

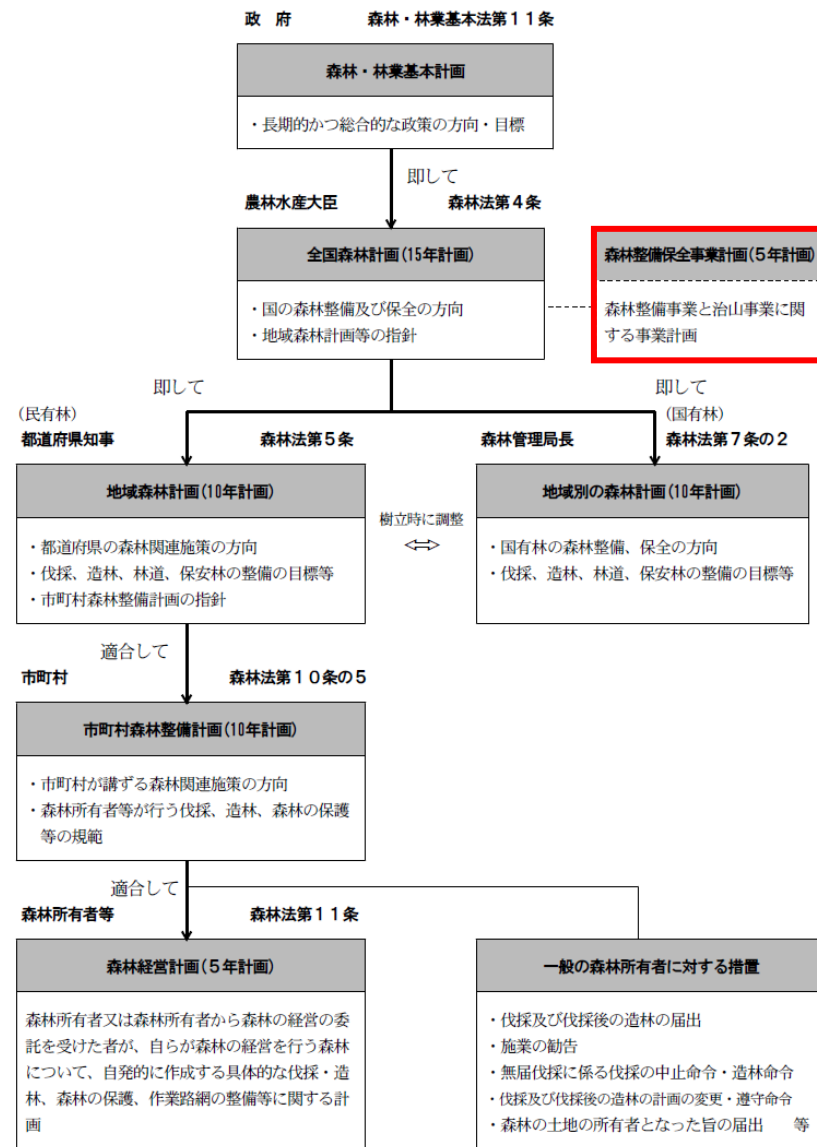
森林整備保全事業計画の位置付け

森林整備保全事業計画は、農林水産大臣が森林法第4条の規定に基づき、全国森林計画の作成と併せて5年毎にたてる計画。

全国森林計画に掲げる森林の整備・保全の目標の計画的な達成に資するため、森林整備保全事業（森林整備事業、治山事業）の実施の目標や成果指標等を定めるもの。


次期計画の計画期間

計画期間は、次期全国森林計画の計画期間(令和6～20年度)のうち、最初の5年間(令和6～10年度)。



I 森林整備保全事業計画の策定について

I これまでの検討経過

- 
- 令和5年9月 林政審議会（諮問）
- 10月 第1回 検討委員会※
（成果指標案の検討）
- 11月 第2回 検討委員会※
（成果指標案のとりまとめ）
- 令和6年2月 林政審議会（次期計画の素案）

I 検討委員会

現行計画における成果指標の達成状況を検証しつつ、次期計画の成果指標を検討するため、各研究分野毎の専門家による検討委員会を開催し、個別の成果指標毎に具体的な検討を行い、成果指標案をとりまとめた。

（参考）森林法（抜粋）

（全国森林計画等）

第四条 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）第十一条第一項の基本計画に即し、かつ、保安施設の整備の状況等を勘案して、全国の森林につき、五年ごとに、十五年を一期とする全国森林計画をたてなければならない。

2～4 略

5 農林水産大臣は、全国森林計画に掲げる森林の整備及び保全の目標の計画的かつ着実な達成に資するため、全国森林計画の作成と併せて、五年ごとに、森林整備保全事業（造林、間伐及び保育並びに林道の開設及び改良の事業並びに森林の造成及び維持に必要な事業で政令で定める者が実施するものをいう。以下同じ。）に関する計画（以下「森林整備保全事業計画」という。）をたてなければならない。

6 森林整備保全事業計画においては、全国森林計画の計画期間のうち最初の五年間に係る森林整備保全事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

7 農林水産大臣は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、全国森林計画及び森林整備保全事業計画を変更することができる。

8 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、環境大臣その他関係行政機関の長に協議し、かつ、林政審議会及び都道府県知事の意見を聴かななければならない。

9 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更するには、閣議の決定を経なければならない。

10 農林水産大臣は、全国森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、その概要を公表するとともに、当該計画（変更の場合にあつては、変更後の計画）を環境大臣その他関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならない。

11 前三項の規定は、森林整備保全事業計画について準用する。この場合において、第八項及び前項中「環境大臣その他関係行政機関の長」とあるのは、「関係行政機関の長」と読み替えるものとする。

II 事業の実施の目標と成果指標案について

現行成果指標

目標（1）安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与

- ① 土壌を保持し水を育む能力が良好に保たれている森林の割合
森林資源の成熟に伴い再造林の指標と統合
- ② 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数
集落の消滅などの影響を考慮
- ③ 海岸侵食や病虫害からの森林の保全等を行った海岸防災林や防風林などの延長

目標（2）生物多様性保全等のニーズに応える多様な森林への誘導

- ④ 育成複層林に誘導することとされている育成単層林のうち、育成複層林に誘導した森林の割合
- ⑤ 育成単層林の齢級構成の偏りの改善度合い
適切な再造林が齢級構成の偏りの改善を促すことから、再造林の指標に統合

目標（3）持続的な森林経営の推進

- ⑥ 木材の安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる育成林の資源量
- ⑦ （ア）育成単層林の1齢級面積目標達成度（再造林の達成度）
再造林に加え間伐による健全な森林への誘導も評価
- ⑦ （イ）人工造林面積のうちコストの低減に取り組んだ造林面積の割合

目標（4）山村地域の活力創造への寄与

- ⑧ 森林資源を積極的に利用するようになった都道府県数
2つあった基準を統一し、より野心的な目標値に修正

次期成果指標（案）

目標（1）安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与

- ① 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数（一部見直し）
- ② 防災機能の発揮の観点から森林の保全等を行った海岸防災林や防風林などの延長

目標（2）国民の多様なニーズに応える森林への誘導

- ③ 育成複層林に誘導することとされている育成単層林のうち、育成複層林に誘導した森林の割合
- ④ スギ人工造林面積に占める花粉の少ないスギ苗木植栽面積の割合
花粉症対策に関する指標を新設

目標（3）森林資源の循環利用を通じた持続可能な社会の実現への寄与

- ⑤ 木材の安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる育成林の資源量
- ⑥ 持続的かつ適切な森林経営による健全な森林への誘導率（一部見直し）
- ⑦ 人工造林面積のうちコストの低減に取り組んだ造林面積の割合

目標（4）山村地域の活力創造への寄与

- ⑧ 森林資源を積極的に利用するようになった都道府県数（一部見直し）

II 事業の実施の目標と成果指標案について

目標(1) 安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与

成果指標①

<山崩れ等の復旧と予防>

- ▶ 山地災害危険地区のうち人家等の保全すべき対象の周辺に存する保安林等に指定された地区において、一定の治山対策を実施することにより、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を増加させる。

現状値 約5万8千1百集落 (R5)

→ 目標値 約6万5百集落 (R10)

目標値の考え方

全国森林計画に掲げる「治山事業施行地区数」を達成した場合に保全される集落の数を推計。その際、集落の再編・消滅などの社会的情勢の変化を考慮して目標値を算定。

成果指標の算定方法

都道府県・森林管理局を通じた調査により把握。



成果指標②

<飛砂害、風害、潮害等の防備>

- ▶ 海岸防災林や防風林などの延長約9千kmについて、特に津波等に対する防災機能の発揮の観点から森林を整備・保全することなどにより、近接する市街地、工場や農地など飛砂害や風害、潮害等から保全する。

目標値 海岸防災林等約9千kmの保全

目標値の考え方

気象害等により機能低下した海岸防災林等の復旧・整備等による既存の海岸防災林等の適切な保全とともに、特に津波等に対する防災機能の発揮が必要な森林を保全することを目標とする。

成果指標の算定方法

都道府県・森林管理局を通じた調査により把握。



II 事業の実施の目標と成果指標案について

目標(2) 国民の多様なニーズに応える森林への誘導

成果指標③

<複層林化の推進>

- ▶ 森林・林業基本計画において育成複層林に誘導することとされている340万haの育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合を増加させる。

現状値 1.5% (R5) → 目標値 4.3% (R10)

目標値の考え方

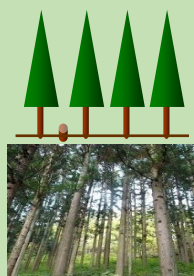
全国森林計画から推計した今後5年間に育成単層林から育成複層林へ誘導すべき面積を着実に誘導できた場合に達成される割合を設定。

成果指標の算定方法

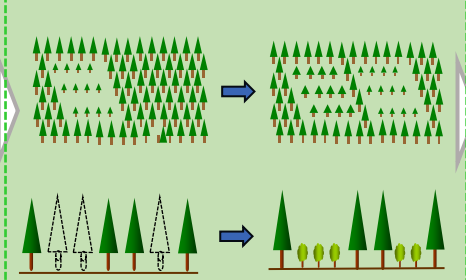
$$\{A - (B - C)\} \div D \times 100$$

- A) R2年度の育成単層林面積
- B) R5年度の育成単層林面積
- C) 当該年度までの誘導済面積
- D) 育成複層林に誘導すべき面積(=340万ha)

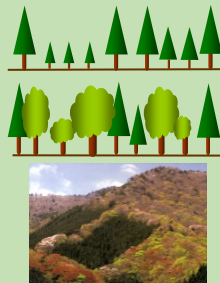
育成単層林



モザイク林、針広混交林化



育成複層林



成果指標④

<花粉発生源対策の加速化>

- ▶ スギ人工造林面積に占める花粉の少ないスギ苗木植栽面積の割合を増加させる。

現状値 50% (R3) → 目標値 70% (R10)

目標値の考え方

花粉の少ないスギ苗木生産割合を、現行の5割から10年後に9割以上に引き上げることを踏まえ、R10年までに70%とすることを旨とする。

成果指標の算定方法

$$A \div B \times 100$$

- A) 当該年度における花粉の少ないスギ苗木の植栽面積
- B) 当該年度におけるスギ人工造林面積



II 事業の実施の目標と成果指標案について

目標(3) 森林資源の循環利用を通じた持続可能な社会の実現への寄与

成果指標⑤

<森林資源の循環利用の促進>

- ▶ 林道等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる育成林の資源量を増加させる。併せて、既設林道については、改築・改良により質的な向上を図る。

現状値 約21億7千万 m^3 (R5)

→ 目標値 約25億5千万 m^3 (R10)

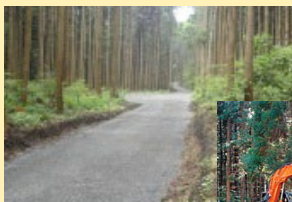
目標値の考え方

R4年度森林資源現況調査から推計した森林資源増加量とR6~R10における全国森林計画の路網開設計画延長等を用いて5年後の供給可能資源量を算出。

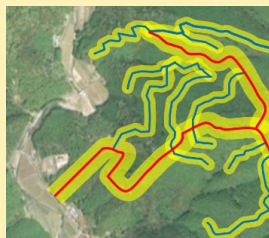
成果指標の算定方法

$$A \times C + B \times C$$

- A) 林道、林業専用道から200m以内となる育成林の面積
- B) 森林作業道から100m以内となる育成林の面積
- C) 育成林の平均蓄積



【イメージ】→
路網から一定の範囲内の育成林の蓄積を評価
(赤：林道、
青：森林作業道、
黄：利用可能な森林)



成果指標⑥

<持続的な森林経営の推進>

- ▶ 人工林について主伐後の再造林や間伐を適切に実施することにより、国土の保全や水源の涵養等の多面的機能を発揮する健全な森林への誘導を進める。

目標値 35% (R10)

目標値の考え方

全国森林計画から推計したR6~R20の再造林及び間伐の計画量を基に、R6~R10に達成すべき誘導率を算出。

成果指標の算定方法

$$(A + B) \div C \times 100$$

- A) R6~当該年度までの間伐の実施面積
- B) R6~当該年度までの造林面積
- C) R6~20年度で実施予定の森林整備等面積(間伐面積、造林面積)



II 事業の実施の目標と成果指標案について

目標(3) 森林資源の循環利用を通じた持続可能な社会の実現への寄与

成果指標⑦

<省力・低コスト造林の推進>

- ▶ 人工造林面積のうち省力化やコスト低減を図る取組を実施した面積の割合を増加させる。

現状値 44% (R3) → 目標値 85% (R10)

目標値の考え方

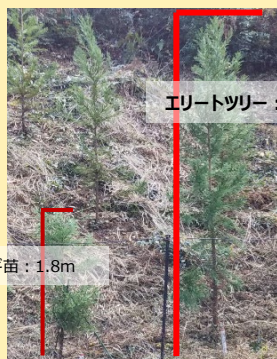
現計画期間の実績を基にR10の目標値を設定。

成果指標の算定方法

$$(A + B + C + D) \div E \times 100$$

- A) 一貫作業における植栽面積 B) コンテナ苗の植栽面積
- C) 成長に優れた苗木の植栽面積 D) 低密度植栽面積
- E) 人工造林面積

※実績値の把握に当たっては、それぞれの項目で重複がないように集計する。



目標(4) 山村地域の活力創造への寄与

成果指標⑧

<森林資源を活用した地域づくりの推進>

- ▶ 47都道府県においての保続を確保しつつ、森林資源を積極的に利用する。

目標値 47都道府県 (R10)

当該成果指標を評価する際、地域経済への影響に係る指標として、木材・木製品製造品出荷額等を参考とする。

目標値の考え方

全国で森林資源を積極的な活用を促す観点から、47都道府県を目標とする。

成果指標の算定方法

森林資源を積極的に利用している都道府県を、 $A \geq B$

- A) 各都道府県の伐採立木材積の令和6年～当該年までの平均値
 - B) 各都道府県の伐採立木材積の令和元～令和5年の平均値
- となった都道府県と定義し、カウントする。

※各都道府県の伐採立木材積は、木材需給表、木材統計等、既存の統計資料から推計。

II 事業の実施の目標と成果指標案について

目標	成果指標		主な事業量
		目標値	
安全で安心な暮らしを支える国土の形成への寄与	① 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数	約5万8千1百集落(R5) → 約6万5百集落(R10)	<ul style="list-style-type: none"> • 山地災害危険地区等における治山対策の実施 約3万4千箇所 • 海岸防災林等の復旧・整備 約100km • 択伐等による育成複層林への誘導 約9.3万ha • 間伐や人工造林の実施 約253万ha • 路網整備 約7.0万km
	② 防災機能の発揮の観点から森林の保全等を行った海岸防災林や防風林などの延長	約9千km (R10)	
国民の多様なニーズに応える森林への誘導	③ 育成複層林に誘導することとされている育成単層林のうち、育成複層林に誘導した森林の割合	1.5%(R5) → 4.3%(R10)	
	④ スギ人工造林面積に占める花粉の少ないスギ苗木植栽面積の割合	50%(R3) → 70%(R10)	
森林資源の循環利用を通じた持続可能な社会の実現への寄与	⑤ 木材の安定的かつ効率的な供給に資することが可能となる育成林の資源量	約21億7千万m ³ (R5) → 約25億5千万m ³ (R10)	
	⑥ 持続的かつ適切な森林経営による健全な森林への誘導率	35% (R10)	
	⑦ 人工造林面積のうちコストの低減に取り組んだ造林面積の割合	44% (R3) → 85% (R10)	
山村地域の活力創造への寄与	⑧ 森林資源を積極的に利用するようになった都道府県数	47都道府県 (R10)	

Ⅲ 次期計画本文の策定にあたっての対応（方針）

- ① 現行計画の策定（令和元年5月）以降の情勢の変化のうち、森林整備保全事業（森林整備事業、治山事業）に関する事項を追加する。
- ② 既存の記載事項については、必要に応じて時点修正を行う。
- ③ その他、重複した記述を削除するなど、わかりやすさの観点から記述の見直しや構成の変更を行う。

■ 追加、修正箇所の例

① 情勢変化を踏まえて森林整備保全事業計画に追記する事項

例

令和5年5月の「花粉症対策の全体像（花粉症に関する関係閣僚会議決定）」を踏まえ、発生源対策（スギ人工林の伐採・植替え等の加速化）に関する記述を充実

路網整備の推進に向けて、走行車両の大型化や豪雨の増加等に対応した林道整備に関する記述を追加

② 既存の記載事項の時点修正

例

国土強靱化基本計画の変更（令和5年7月28日）等を踏まえた既存の記述の時点修正

Ⅲ 次期計画本文の策定にあたっての対応（①情勢変化を踏まえて追記する事項）

花粉発生源対策

令和5年5月の「花粉症対策の全体像（花粉症に関する関係閣僚会議決定）」を踏まえ、発生源対策（スギ人工林の伐採・植替え等の加速化）に関する記述を充実

第1 森林整備保全事業についての基本的な方針 2 森林の整備及び保全の課題

現行計画	次期計画
<p>（森林に対する国民の多様なニーズ）</p> <p><u>山崩れ等の災害の防止、地球温暖化の防止</u>、生物多様性の保全、森林とのふれあいや環境教育の場の提供、景観の保全、花粉発生の抑制等、森林に対する国民のニーズは多様化している。こうした多様なニーズに対応できるよう、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、自然条件等を踏まえつつ複層林化や長伐期化等による多様な森林の整備を進めるとともに、<u>花粉の少ない森林への転換</u>を図ることが重要な課題となっている。</p>	<p>（森林に対する国民の多様なニーズ）</p> <p><u>山崩れ等の災害の防止や地球温暖化の防止のみならず</u>、生物多様性の保全、森林とのふれあいや環境教育の場の提供、景観の保全、花粉発生の抑制等、森林に対する国民のニーズは多様化している。こうした多様なニーズに対応できるよう、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、自然条件等を踏まえつつ複層林化や長伐期化等による多様な森林の整備を進める。<u>この際、国民的な社会問題となっている花粉症を解決するため、花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等の加速化</u>を図ることが必要である。</p>

第2 事業の実施の目標及び事業量等 3 事業分野別の取組

<p>（発揮を期待する機能に応じた多様な森林づくり）</p> <p>（略）</p> <p>具体的には、育成単層林においては、多様な伐期による伐採を進め、その後の確実な更新を図るとともに、保育及び間伐を適切に実施する。特に、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進する。また、地域の特性に応じて水源涵(かん)養機能等の高度発揮に向けた水源林の造成、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林への誘導等、多様な森林の整備を行う。</p>	<p>（発揮を期待する機能に応じた多様な森林づくり）</p> <p>（略）</p> <p>具体的には、育成単層林においては、多様な伐期による伐採を進め、その後の確実な更新を図るとともに、保育及び間伐を適切に実施する。特に、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の確実な植栽及び保育等を推進するとともに、<u>これらの取組を円滑に行われるようにするため、造林の省力化と低コスト化を図る</u>。また、地域の特性に応じて水源涵(かん)養機能等の高度発揮に向けた水源林の造成、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林への誘導、<u>花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等</u>、多様な森林の整備を行う。</p>
--	---

Ⅲ 次期計画本文の策定にあたっての対応 (①情勢変化を踏まえて追記する事項)

路網整備の推進

路網整備の推進に向けて、走行車両の大型化や豪雨の増加等に対応した林道整備に関する記述を追加

第2 事業の実施の目標及び事業量等 3 事業分野別の取組

現行計画	次期計画
<p>(1) 森林整備事業</p> <p>利用期を迎えた森林資源を有効に活用しながら、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、自然条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、多様な森林の整備を効果的かつ効率的に推進する。</p> <p>(略)</p> <p>(適切な森林施業の基盤となる路網の整備)</p> <p><u>森林施業</u>を効果的かつ効率的に実施するために不可欠な路網については、自然条件や導入する作業システムに応じて林道と森林作業道等との適切な組合せによる整備を推進するとともに、<u>計画的な森林施業の実施に合わせた整備を推進する。</u>また、<u>路網の開設については、自然条件、地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択する。</u></p>	<p>(1) 森林整備事業</p> <p>利用期を迎えた森林資源を有効に活用しながら、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、自然条件、国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、多様な森林の整備を効果的かつ効率的に推進する。</p> <p>(略)</p> <p>(適切な森林施業等の基盤となる路網の整備)</p> <p><u>森林の整備・保全や木材の生産・流通</u>を効果的かつ効率的に実施するために不可欠な路網については、<u>環境負荷の低減に配慮しつつ、自然条件等の地域の特性</u>や導入する作業システムに応じて林道と森林作業道との適切な組合せによる整備を推進する。<u>また、林道の整備については、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択、余裕のある幅員や曲線部の拡幅など、豪雨災害の激甚化や走行車両の大型化等に対応するよう推進する。</u></p>

Ⅲ 次期計画本文の策定にあたっての対応（②既存の記載事項の時点修正）

国土強靱化基本計画

国土強靱化基本計画の変更等を踏まえ、既存の記述を時点修正する

第1 森林整備保全事業についての基本的な方針 2 森林の整備及び保全の課題

現行計画	次期計画
<p>(国土強靱化への対応)</p> <p>(略)</p> <p>このような中、東日本大震災や熊本地震、北海道胆振東部地震、近年各地で発生する風水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、人命の保護や、国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧復興等が図られるよう、「強さ」と「しなやかさ」を持った、安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土の強靱(じん)化」(ナショナル・レジリエンス)を推進することとしている。</p> <p><u>特に、平成30年に実施した「重要インフラの緊急点検」等を踏まえ、緊急に実施すべき対策としてまとめられた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(平成30年12月14日閣議決定)を速やかに実施するものとしている。</u></p> <p>これらのことを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、<u>必要な治山対策</u>を推進するとともに、伐採後の適確な更新や森林の育成段階に応じた適切な保育、間伐等の施業を着実に実施することにより、国土の保全等の森林の有する多面的機能を発揮させ、災害に強い森林づくりを推進していく必要がある。</p>	<p>(国土強靱化への対応)</p> <p>(略)</p> <p>このような中、<u>令和6年1月1日に発生した能登半島地震をはじめ、東日本大震災や熊本地震、北海道胆振東部地震、また、山地災害の発生に加え、広い範囲で河川の氾濫が発生した令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨などの</u>近年各地で発生する風水害から得られた経験を最大限活用しつつ、人命の保護や、国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧復興等が図られるよう、「<u>国土強靱化基本計画</u>」(令和5年7月28日閣議決定)や「<u>防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策</u>」(令和2年12月閣議決定)等に<u>基づき</u>、「強さ」と「しなやかさ」を持った、安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土の強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進することとしている。</p> <p>これらのことを踏まえ、山地災害による被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、<u>流域全体で水害を軽減させる流域治水とも連携しながら、治山対策による荒廃山地・溪流の整備等</u>を推進するとともに、伐採後の確実な更新や森林の育成段階に応じた適切な保育、間伐等の施業を着実に実施することにより、国土の保全等の森林の有する多面的機能を発揮させ、災害に強い森林づくりを推進していく必要がある。</p>

Ⅲ 次期計画本文の策定にあたっての対応（その他）

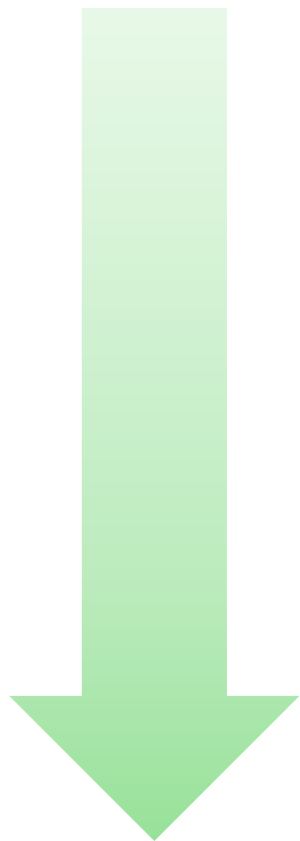
森林の多面的機能に関する記載の整理

全国森林計画における議論を踏まえ、森林の多面的機能に関する記載を整理する。

第1 森林整備保全事業についての基本的な方針 1 森林の果たしている役割

現行計画	次期計画
<p>国土の3分の2を占める森林は、<u>国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材等の林産物の供給等の多面的機能を有している。</u></p> <p><u>特に、森林は太陽エネルギーを基にして木材を持続的に生産するとともに、二酸化炭素を吸収し貯蔵するなど、我が国における貴重な再生可能資源であるとともに地球温暖化防止に寄与するものとして、国民の期待が高まっている。</u></p> <p><u>このように、</u>森林は、その有する多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会を支えるとともに、地域の経済活動とも深く結びつく、国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできない「緑の社会資本」である。</p>	<p>国土の3分の2を占める森林は、<u>水源涵養、山地災害防止/土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を有している。</u></p> <p><u>また森林は、パリ協定下において、温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現への貢献も求められており、これら森林の有する多面的機能（注1）に対する国民の期待は高まっている。</u></p> <p>森林は、その有する多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会を支えるとともに、地域の経済活動とも深く結びつく、国民生活及び国民経済の安定に欠くことのできない「緑の社会資本」である。</p> <p><u>（注1：森林整備保全事業計画においては、森林の有する国土の保全、水源の涵(かん)養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現する。）</u></p>

IV 今後の予定について



2月 林政審議会（次期計画の素案）

2月下旬頃～ パブリックコメントの実施

4月頃 林政審議会（答申）

5月頃 閣議決定（予定）
（前回決定日：令和元年5月28日）